

## 9 ペルーの農民がドイツの電力会社相手に起こした民事訴訟（ドイツ）

2025年5月、ドイツの高裁で、CO<sub>2</sub>を大量に排出する企業が温暖化の危害について法的な責任を負うことを認める判決が下されました。訴えを起こしたのは温暖化による氷河湖の決壊の危険にさらされたペルーの農民です。被告は年間1億6000万トンものCO<sub>2</sub>を排出しているドイツの電力会社でした。

### ドイツの排出企業はアンデス山脈の氷河の溶解に責任を負うのか？

原告のリウヤ（Lliuya）さんは、南米ペルーの人口約12万人の町ワラツ（Huaraz）に住み、農業の傍らで山岳案内も務めています。町の標高は3050m。町の西側には多くの氷河をたたえるアンデスの山脈が連なっています。

ところが、その氷河が町の人々にとって脅威となっています。温暖化により氷河の溶解が進み、氷河の下流にある氷河湖の水量が増加し続けているためです。リウヤさんの家はパルカコシャ氷河湖の下流にあります。氷河湖の水は増える一方です。90年前に約1000万トンだった氷河湖の水量は約1700万トンに増えました。氷河湖には水を堰き止めるダムが作られていますが、氷河

が崩落してダムが決壊すれば、濁流が約25km下流にあるワラツ町を襲うと懸念されています。1941年12月の氷河湖の決壊では数千人が命を落としました。

### 被告になったドイツ最大の排出企業

2015年11月、リウヤさんはドイツのエッセン地方裁判所に民事訴訟を提起しました。被告はエッセン市に本社を置くエネルギー企業RWE社です。多数の石炭・褐炭火力発電所を所有し、大量のCO<sub>2</sub>を排出している企業グループの親会社です。被告とその子会社が1965年から2010年までの間に排出したCO<sub>2</sub>の総量は約63億トン。1965年以降の全世界の産業活動による排出量の0.38%を占めます。2013年にも1億6600万トンのCO<sub>2</sub>を排出しました。欧州最大の排出企業であり、化石燃料によるエネルギー供給事業を象徴する存在と言えます。リウヤさんの訴えは、この企業の責任を問うものでした。

リウヤさんが起こした訴訟は、氷河の決壊に備えて自宅を改修するためにかかった費用のうち、RWE社の排出割合に見合った額を負担する責任があることの確認などを求める民事訴訟です。



氷河からの水が流れ込む川にて、ワラツに住む原告のサウル・ルシアーノ・リウヤさん。

撮影：Walter Hupiu Tapia / Germanwatch e.V.

「CO<sub>2</sub>を排出する者はその排出量に応じて地球の温暖化に寄与している。RWE社は他の排出者とともに氷河湖が決壊するリスクを作り出し、リュウヤさんの所有物（自宅）を妨害している。したがって、対策のための費用のうち0.38%について負担する責任を負っている。」

これが訴えの骨子です。所有物を妨害から守るために要した費用として、原因をつくったRWE社に費用の一部を負担するよう求めたのです。判例では、妨害に対する対策を自分で行った場合、妨害者に対して対策に要した費用を請求できる、とされています。

## ■ 旧来の発想をもとにした1審判決

しかし、遠く離れた企業の排出を法的な「妨害」と捉えることに、法律家の多くが戸惑いました。リュウヤさんの主張は、「妨害は近隣で起こるもの」という、これまでの法律家の常識を大きく覆すものだからです。地方裁判所の担当裁判官は、弁論を一度開いただけで審理を終え、2016年12月、請求を退ける判決を下しました。

「被告の排出は確かに大量ではあるが、それがなければ洪水の危険がなくなるわけではない。……気候変動の因果の連鎖は、比較にならないほど複雑かつ多極的であり、希薄で科学的な争いもある。大小さまざまな無数の排出が区別し難く混じり合い、互いに変化し合い、非常に複雑な自然のプロセスを経て気候変動を生じさせる。それは、特定の排出源から特定の被害に至る単純な直線的な因果の連鎖とは似ても似つかない。」

裁判官は理由をこう説明しました。気候変動は複雑なプロセスであって、法的な因果関係は認めようがない、という判断です。

## ■ 温暖化における因果関係

しかし、リュウヤさんはこう反論します。

「IPCCは、CO<sub>2</sub>の累積排出量と温暖化との間にはほぼ比例的な関係があることについて『確信度が高い』と評価している。CO<sub>2</sub>の排出という『原因』と地球の温暖化という『結果』との間のつながりは科学的に明確になっている。確かに、その間の個々の過程は複雑であり、未解明の部分もあるかもしれないが、排出された温室効果ガスは活発な対流によって混ぜ合わされ

るため、たとえ個別の排出者や排出場所が特定されなくても、被告によるCO<sub>2</sub>の排出量が地球の平均気温をどの程度上げたのかは科学的に特定されている。この裁判は被告が平均気温を上昇させた責任を問うものなので、そこが明確にされれば法的な因果関係を肯定する上では十分なはずである。」

リュウヤさんの訴訟で前提とされている因果関係をもう少し丁寧に追っていきましょう。

### ① CO<sub>2</sub>の排出 → 氷河付近の平均気温の上昇

ワラツ町の地域でも1880年以降、地球上の平均気温の上昇と同じペースで平均気温が上昇しています。CO<sub>2</sub>の排出量と平均気温の上昇幅との間に「ほぼ比例」の関係があるとすれば、産業革命以降の平均気温の上昇幅のうち0.38%はRWE社に起因することになります。

### ② 平均気温の上昇 → 氷河の溶解と水量の増加

IPCCの第5次評価報告書では、「非常に高い確信度」をもって、アンデス山脈における氷河の溶解が温室効果ガスの増加に起因する、とされています。パルカコシャ氷河湖に特化した最近の研究でも、氷河湖の水量が増加している原因は「99%の確信度」をもって「温暖化以外の自然的な要因に帰することができない」とされています。

### ③ 氷河湖の水量の増加 → 決壊の危険性の増大

産業革命以前の氷河と氷河湖の状態であれば、氷河湖の決壊による危険性は中程度にとどまり、ワラツ町の人々の建物を破壊するような洪水をもたらさないことも明らかにされています。

こうして見ていくと、RWE社によるCO<sub>2</sub>の排出から氷河湖決壊の危険に至る関係は科学的に明らかにされているとも考えられます。

## ■ 立ち止まって考えた高裁の裁判官

リュウヤさんの訴訟の舞台はハム高裁（上級裁判所）に移りました。高裁での審理を担当したのはメイヤー裁判官ら3人の裁判官でした。彼らは原告の主張に徹底的に向き合いました。そして、2017年11月、次のように述べました。

「自らの行動に基づく結果について責任を負わなければならないという原則は本件にも適用される。原告の主張が事実なら請求には理由がある。」

高裁は、原告の主張が事実であるなら、法的な因果関係と被告の責任が否定されることはない、という心証を示したのです。この決定がきっかけとなり、リュウヤさんの訴訟は世界的に注目されるようになりました。

高裁は、詳しい事実関係を明らかにするため、審理を進めることを決めました。裁判所が選んだ鑑定人が、氷河湖の決壊の危険性などについて詳しく調査することになりました。2022年5月には、メイヤー裁判長らがワラツ町を訪れ、現地調査を行いました。

## ■ 排出企業の法的責任を肯定した高裁判決

こうして2025年5月28日、ハム高裁はついに判決を下しました。

8年に及ぶ審理の末に高裁が出した結論は、リュウヤさんの主張が法的に正当な根拠に基づくものである、とするものでした。個別の排出企業に対し、温暖化の被害(危険)の責任を問うことが法的に可能であることを明らかにした、おそらく世界で初めての判決です。

被告の法的責任の前提となる因果関係について、裁判所は次のように述べました。

「原告の主張を前提とすれば、被告は自らの行為によって原告の所有物の侵害の危険を引き起こしている。被告の行為は、長い因果の過程の始まりにあり、最後は氷河湖決壊洪水(GOLF)という自然現象で終わっている。この最後の自然現象は偶然に起きるものではなく、気候物理学の法則によって予見できる。……被告が大気中へのCO<sub>2</sub>の排出により介入することで、まさにそれによって因果連鎖の個々の過程が起こる。その過程は直線的で、偶然に左右されず、物理的に算定可能である。第三者がこの原因の連鎖に介入することはない。偶然に起こる他の過程や相互作用も必要としない。」(判決書55頁)

裁判所は、「大量のCO<sub>2</sub>の排出→平均気温の上昇→

氷河湖の決壊の危険→洪水による原告の自宅の侵害の危険」という因果のつながりを法的な意味での因果関係として肯定できるとしました。

裁判所は、こうした因果関係には「相当性」、つまり「かなりの程度」という法的な評価があてはまるとしました。

「原告が提示する研究結果に基づけば、被告は世界の81の大排出者の中で23位を占めている。すべての産業活動のCO<sub>2</sub>排出量の0.38%という割合は、『特異で、通常の経過では無視できるような事情によってのみ起きる結果』とは言えない。」(同52頁)

こうして高裁は、被告の排出と氷河湖の決壊の危険との間の相当因果関係に関する原告の主張には正当な根拠があるとしました。ただし、彼の請求は棄却しました。自宅改修費用の一部を被告に請求するためには、「差し迫った危険」がなければならぬがそれが認められない」としたのです。これは、「氷河湖の決壊による洪水の危険は今後30年間で1%程度」とした鑑定人の結論を採用した結果でした。

こうして、リュウヤさんの訴訟はあと一步のところまで勝訴には至りませんでした。しかし、彼の訴訟は今後の気候訴訟に大きな道を切り開くことになりました。企業の排出行為と温暖化がもたらす被害との間の法的な因果関係が肯定されたからです。これは、実際に起きてしまった気候被害についても排出企業が賠償責任を負うことを意味します。訴訟を支援してきた弁護士らは、今回の判決を受け、「排出企業が責任を負わない時代は終わった」とコメントしました。

ハム高裁の判決が、気候訴訟に大きなインパクトを及ぼすことは間違いなさそうです。今後の展開が注目されます。

(判決の引用部分是一部要約です)

(千葉恒久)